

本会議 質問要旨

2018年11月13日

国民民主党 階 猛

1. 本法案は、「骨太方針2018」の内容をほとんど変えずに法文の形式に整えただけで肝心の内容は省令に委任している。政府への白紙委任法案であり、唯一の立法機関である国会の権限を冒しているのではないかと（総理）
2. 本法案を中身の濃いものにするため、年内にまとまるとされる「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえて立案すべきではないかと（総理）
3. 業種ごと、受け入れ企業ごとの外国人労働者の受け入れ規模を定めるにあたり、生産性向上や国内人材確保の取組みを行ったかどうかは考慮するのか、仮に考慮するならば業界団体や個別企業との癒着を防ぐために客観的・具体的基準を法文に明記すべきではないかと（総理）
4. 外国人労働者の受け入れ規模は単年度のフローの数字で示すだけでなく、生産年齢人口の推移、労働参加率の動向、AIやITによる省力化、行政サービスの供給能力も勘案し、中長期的なストックの上限数を政府として示すべきである。そうした数字がなければ移民政策をとらないとは言えないのではないかと（総理）
5. 本法案施行後は技能実習生の多くが特定技能1号資格を取得して日本で働くことが想定され、本来の技能実習制度の趣旨からますます遠ざかる。技能実習制度は廃止すべきではないかと（総理）
6. そもそも技能実習制度は受け入れ先が実習生に劣悪な労働環境を強いるなど問題点が多い。新たな外国人労働者の受け入れ制度を開始する前に、総

理自ら技能実習生の声を聴くなどして現状を把握し、同様の問題点が生じないような制度設計をするべきではないか（総理）

7. 本法案で受け入れる外国人労働者には在留資格の範囲で転職の自由が認められるとのことだが、都市部の待遇のいい企業に外国人労働者が集中し、地方の中小企業の人手不足は解消しないように思われる。外国人労働者の転職の自由と人手不足解消をどのように両立させるのか（総理）
8. 本法案の立法理由として人手不足の深刻化を挙げつつ、軽減税率導入で中小零細事業者の事務負担を増やすのは矛盾ではないか（財務大臣）
9. 本法案の立法理由として人手不足の深刻化を挙げつつ、外国人労働者の受け入れ規模が決まる前から法務省に外局を設け定員を大きく増やそうとするのは、貴重な国内労働力を吸収することにつながり矛盾ではないか（法務大臣）
10. 新たな外国人労働者の受入れ制度を開始する前に検討すべき論点は数多くあり、本法案の審議は法務委員会単独ではなく関連委員会との合同審査を交えながら時間をかけて丁寧に行う必要がある。来年4月の施行にこだわる必要はないのではないかと（総理）

以上